

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

障害児通所支援における適正な給付費の算定等について

日頃より札幌市の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、障害児通所支援に関しては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）にて時間区分の新設、各種加算の見直し等、大幅な制度の変更がありました。基本報酬及び各種加算の算定要件を満たさないまま給付費を受給していたことにより、運営指導等において給付費の返還を指示する事例が散見されております。

つきましては、下記のとおり特に多い事例をお示しいたしますので、本通知を踏まえ、適正な給付費の算定等に努めてください。

記

1 標準的な提供時間の個別支援計画への位置付け

(1) 事例①

個別支援計画に定めのない曜日及び時間に利用児童を通所させ、実際の利用時間に応じて給付費を請求している。

【留意事項】

ア 標準的な曜日及び提供時間を個別支援計画にあらかじめ定め、保護者に対し説明を行うとともに、同意を得ること。

イ 個別支援計画に定められていない曜日の利用については、「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定すること。

ウ 当初利用する予定がなく、個別支援計画に定められていない日の支援の提供については、当該利用の想定及び支援の提供時間をあらかじめ個別支援計画に記載している場合に限り、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定を可能とする。

この場合であっても、例えば全ての利用児童の個別支援計画に「就労等により急きょ利用する場合がある」等、画一的な記載をすることは認められるものではなく、利用児童及び家庭等の意向、状況等に応じ、個別具体的な記載とすること。

(2) 事例②

標準的な提供時間について、時間が「1時間30分超3時間以下」、曜日が「週3回」や「月～土のいずれか2日」と記載されており、具体的な計画になっていない。

【留意事項】

- ア 標準的な提供時間とは、支援に要する具体的な提供時間（「2時間 30 分」等）を定めるものであって、基本報酬の時間区分（「1時間30分超3時間以下」等）として定めるものではない。
- イ 曜日については、実際の利用する具体的な曜日（「月・木・土」等）を定めるものであって、幅広く設定（「週3回」「月～土のいずれか2日」等）するものではない。
- ウ 不登校、保護者からの虐待等の事情により、当該曜日の定めが困難な場合には、上記(1)ウの記載を参照のこと。

(3) 事例③

個別支援計画に定める標準的な提供時間と実際の支援に要した時間が合致しておらず、合致していない理由が記録されていない。

【留意事項】

ア 標準的な提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短い場合

(7) 利用者の都合による場合

標準的な提供時間が該当する時間区分で算定すること。

(1) 事業所の都合による場合

実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定すること。

イ 標準的な提供時間よりも、実際に支援に要した時間が長い場合

(7) 利用者の都合による場合

標準的な提供時間が該当する時間区分で算定すること。

(1) 事業所の都合による場合

標準的な提供時間が該当する時間区分で算定すること。

(ウ) 例外（通常は1時間の支援だが、学校の短縮授業等により3時間の支援になる

想定等)

利用者や学校等の都合により、個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況の想定について、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合に限り、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定可能とする。

ウ 共通事項

(ア) 個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

※ 個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月程度の期間、恒常的に生じている場合などは、乖離がある状態が継続しているとみなされる。

(イ) 上記で例示するような、実際の支援に要した時間が短い状態が著しく続いている場合、不正請求とみなされる場合があるので、十分留意すること。

(ウ) 実際の支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録すること。

2 延長支援加算

(1)・事例①-1

延長支援が必要な理由及び時間を個別支援計画に定めていない。

・事例①-2

個別支援計画の記載が一様に「保護者の就労等」となっており、個別具体的な計画になっていない。

【留意事項】

ア 延長支援加算の算定の要件

(ア) 利用児童本人の状態又は家庭の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があること。

(イ) 延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けること。

(ウ) 個別支援計画等にてあらかじめ保護者の同意を得ること。

イ 上記事例①-2における延長支援の理由については、複数の本加算の対象児を一様に「保護者の就労等」とすることなく、個々の利用児童及び家庭の状態、事情等に応じ、具体的に記載すること。

ウ 延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりにニーズに対応するため

に延長支援を実施した場合にあっては、当該加算の算定を可能とする。

この場合、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録すること。

エ 急な延長支援を行う状況が継続する場合は、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

(2) 事例②

個別支援計画に定める標準的な提供時間が5時間（授業終了後の放課後等デイサービスは3時間）を下回っているにもかかわらず、延長支援加算を算定している。

【留意事項】

ア 延長支援加算は、標準的な提供時間が5時間（授業終了後の放課後等デイサービスは3時間）以上の場合に算定を可能とするものである。

イ 特に、授業終了後の放課後等デイサービスの提供時間について、「15時～17時（2時間）」等と定めた上で、「15時～18時（3時間）」支援を実施した場合に、「17時～18時（1時間）」の延長支援を行ったとして、当該加算を算定するような事例が散見される。

ウ 上記イの場合、標準的な提供時間が3時間でなければ、延長支援加算は算定することができない。

(3) 事例③

延長支援が30分以上1時間未満として当該時間に応じた延長支援加算を算定しているが、1時間未満の支援となった事由が記録されていない。

【留意事項】

利用児童又は保護者の都合により実際の延長時間が30分以上1時間未満となった場合に、30分以降1時間未満の時間区分で算定することができることから、当該利用児童又は保護者の都合を記録すること。

3 専門的支援体制加算

事例

退職、人事異動等により、専門的支援体制加算を算定するための理学療法士等が常勤換算1以上の配置となっていない。

【留意事項】

職員配置に変更がある場合は、常勤換算1以上であることを確認し、要件を満たさ

ない場合は当該加算を算定しないこと。

4 専門的支援実施加算

(1) 事例①

専門的支援実施計画の作成がないまま、当該加算を算定している。

【留意事項】

当該加算の算定に当たっては、理学療法士等により専門的支援実施計画を作成するとともに、対象児及び保護者に対し説明の上、書面により同意を得ること（専門的支援実施計画に同意欄を設けることが望ましい）。

(2) 事例②

専門的支援実施加算の算定限度回数を超えて、算定している。

【留意事項】

ア 当該加算の算定限度回数は以下のとおり。

(ア) 児童発達支援

- ・ 利用児童の月利用日数が12日未満の場合 限度回数 4 回
- ・ 利用児童の月利用日数が12日以上の場合 限度回数 6 回

(イ) 放課後等デイサービス

- ・ 利用児童の月利用日数が6日未満の場合 限度回数 2 回
- ・ 利用児童の月利用日数が12日未満の場合 限度回数 4 回
- ・ 利用児童の月利用日数が14日以上の場合 限度回数 6 回

(3) 事例③

専門的支援とは判断されない、常時提供されるプログラム等の実施により、当該加算を算定している。

【留意事項】

ア 当該加算は、理学療法士等が利用児童ごとの個別支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援が算定の対象となる。

イ 5年以上児童福祉事業に従事した経験のある専門職によって専門的支援実施計画が作成されている場合であっても、常時提供されるプログラムとの判別がつかない支援は、当該加算の算定の対象とならない。

ウ 専門的支援としての判別に係る観点は以下のとおり。

(ア) 各職種の専門性に基づくアセスメント（例えば言語聴覚士による発語の発 達

段階、作業療法士による認知機能の特性等）がなされているか。

(イ) 上記アセスメントを踏まえた支援であって、当該支援により達成されるべき目標が明らかであるか。

(ウ) 5領域のうち、いずれかの領域に重点を置いた支援であることが明らかであるか。

5 家族支援加算

(1) 事例①

個別支援計画の家族支援に関する記載について、個々の家庭の状態像を踏まえているとは判断されない、著しく具体性を欠いた内容となっている。

【留意事項】

ア 当該加算の算定に当たっては、個別支援計画に支援内容を位置付けた上で計画的に相談援助を行う必要がある。

イ 家族支援の内容については、一様に「必要に応じて相談援助を行う」等とすることなく、家族等へのアセスメントに基づく個別具体的な支援内容を記載すること。

ウ 個別支援計画に基づかない、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象にならないことに留意すること。

(2) 事例②

実施日時、所要時間、実施方法、実施場所、担当者、相談援助の内容等、必要事項を記録していない。

【留意事項】

ア 当該加算は、所要時間、実施方法又は実施場所により、報酬区分が異なることから、実際の支援内容と算定した区分が一致していることを記録しなければならない。

イ 家族支援加算を算定するに当たり、相談者の通信環境等によりビデオ通話ができず、やむを得ず音声電話を使用する場合には、その理由等を記録すること。

(3) 事例③

個別支援計画作成に係るモニタリングに当たっての面接、事業所利用に当たっての説明（利用者負担額に関する説明等）等について、家族支援加算を算定している。

【留意事項】

ア 個別支援計画作成に係るモニタリングに当たっての面接については、運営基準において児童発達支援管理責任者に求められている業務であり、当該加算の算定対象にはならない。

イ 利用者負担額に関する説明等、事業の内容及び手続の説明については、保護者からの求めに応じて対応した場合であっても、当該加算の算定対象にならない。

6 児童指導員等加配加算

事例

5年以上児童福祉事業に従事した経験のある児童指導員等の配置による区分の児童指導員等加配加算を算定しているが、職員の退職、人事異動等により、5年以上の要件を満たしていない。

【留意事項】

職員配置に変更により、5年以上児童福祉事業に従事した経験等を満たすことができない場合は、当該加算の区分変更等の対応をすること。

7 欠席時対応加算

本市ホームページ「よくある質問（障害福祉サービス等の事業運営）」にて、算定要件、「急病等」の解釈、具体例等を公開しましたので、参考にしてください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/yokuarushitsumon.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > よくある質問（障害福祉サービス等の事業運営）

8 児童発達支援管理責任者欠如減算

事例

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の多機能型事業所において、3つの事業を1人の児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という）が兼務しているが、当該児発管が保育所等訪問支援の訪問支援員を兼務し、児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス提供時間中に訪問支援員として勤務していることから、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて児発管の人員基準を満たしていない。

【留意事項】

保育所等訪問支援において、管理者を兼務しない児発管は訪問支援員を兼務可能（管理者を兼務している児発管は訪問支援員の兼務はできない）だが、当該児発管が児童発達支援及び放課後等デイサービスの児発管を兼務している場合、訪問支援員と

して従事している時間は児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて児発管が欠如していることから、欠如となった翌々月から欠如が解消された月まで児童発達支援管理責任者欠如減算を算定しなければならない。

上記欠如が児童発達支援及び放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間である場合、他の児発管に従事させるなど、人員基準を満たすよう職員を配置すること。

【要点】

- (1) 保育所等訪問支援において、同一人物が管理者、児発管及び訪問支援員を兼務することはできない。
- (2) 保育所等訪問支援のみを提供する事業所ならば、管理者を兼務しない児発管が訪問支援員を兼務することのみをもって児発管欠如減算が適用になることは、原則ない。
- (3) 児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の多機能型の場合、上記のとおり児発管の欠如に特に注意が必要。
- (4) 上記の場合であっても、児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービス提供時間外ならば、児発管が訪問支援員を兼務したことをもって児発管の欠如とはならない。

9 自主点検及び返還の手続について

上記について算定要件を満たしているか自主点検していただき、算定要件を満たさないことを確認した場合は、過誤調整により返還してください。

10 事業者からの質問、意見等

質問、意見等がある場合はスマート申請にて受付いたします。電話での問合せは受付しておりません。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo>



担当：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当